

## 役員及び評議員推薦規程

施行昭和62年10月1日一部  
改正平成4年7月7日一部改正平成  
8年12月3日一部改正平成9  
年12月16日一部改正平成14年  
2月6日一部改正平成17年2月  
28日一部改正平成18年5月2  
3日一部改正平成24年4月1日  
一部改正平成28年4月1日 一  
部改正 令和4年3月9日

### (理事)

第1条 理事は、加盟団体である各地区ゴルフ連盟から推薦された15名（北海道1名、東北1名、関東4名、中部2名、関西3名、中国1名、四国1名、九州2名）及び常務理事会より推薦された学識経験者18名以内を役員候補者選考委員会が選考し、理事会の承認を得た上で評議員会に推薦する。

### (監事)

第2条 監事は、地区連盟より推薦された2名及び常務理事会より推薦された学識経験者1名を役員候補者選考委員会が選考し、理事会の承認を得た上で評議員会に推薦する。

### (評議員)

第3条 評議員は、加盟団体である各地区ゴルフ連盟から推薦された8名（北海道1名、東北1名、関東1名、中部1名、関西1名、中国1名、四国1名、九州1名）及び理事会より推薦された学識経験者7名以内を評議員会に推薦する。